

No. 1087 (2020. 2.25)

OECD 諸国の憲法

—憲法典の比較による概観—

はじめに

- I 制定年
- II 改正状況
- III 新しい人権等
- IV 議会と選挙
- V 安全保障、緊急事態
- VI 違憲審査制

おわりに

キーワード：憲法、OECD、憲法改正、新しい人権、二院制、選挙制度、安全保障、緊急事態、違憲審査

- OECD 諸国は主に旧西側の先進国であり、比較的長期にわたる民主的な立憲政治の歴史を持つ国が多い。
- OECD 諸国の現行憲法について、その①制定年、②改正状況とともに、③新しい人権等（環境権、知る権利、プライバシー権、子どもの権利）、④議会と選挙（上院議員の選出方法・選挙制度、下院議員の選挙制度）、⑤安全保障、緊急事態（平和条項、軍の統制、緊急事態）、⑥違憲審査制（審査主体、抽象的規範統制、事前審査）の規定状況を一覧表にまとめ、概観する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

憲法課 い だ あつひこ 井田 敦彦

第 1087 号

はじめに

本稿では、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）諸国（2019年12月時点の加盟国36か国¹）の憲法典を比較し、その類似点と相違点を概観する。OECD諸国は主に旧西側の先進国であり、比較的長期にわたる民主的な立憲政治の歴史を持つ国が多い。

比較項目は、①制定年、②改正状況、③新しい人権等、④議会と選挙、⑤安全保障、緊急事態、⑥違憲審査制とした。これらの項目ごとに一覧表（表1～6）を掲げ、簡単な解説を付した。

I 制定年

表1にOECD諸国の現行憲法の制定年を示した。

中世以来の議会制定法、判例法、憲法習律（憲法慣行）等が憲法を構成し、13世紀のマグナ・カルタ（大憲章）が現行憲法の一部とされているイギリスは別として、憲法典の制定は18世紀にアメリカで始まり、フランス革命などを経て世界に広がっていった。アメリカ合衆国憲法は世界各国の現行憲法典の中で最古のものであり、フランス最初の憲法典はフランス革命時の1791年憲法である。19世紀にはノルウェー、オランダ、ベルギーや、イギリス植民地であったカナダ、オーストラリアなどで現行憲法が制定された。

20世紀には、第1次世界大戦の終結後にオーストリアなどで、第2次世界大戦の終結後に日本、イタリア、ドイツなどで現行憲法が制定された。その後、ギリシャ、ポルトガルなどでは独裁政権の崩壊・終結を背景に、トルコなどではクーデターを背景に現行憲法が制定されている。冷戦終結後には旧共産圏の国々で現行憲法が制定された（ただし、ポーランドとハンガリーでは制定までに時間を要した。）。

このように多くの国で、独立、敗戦、独裁政権崩壊、クーデターなどを背景に現行憲法が制定されているが、こうした動乱を直接の背景とせず現行憲法を制定した国もある。スウェーデンは、憲法を構成する基本法の1つである統治法と実務との乖離を背景に、国王の権限を制限するなどした新たな統治法を1974年に制定した²。スイスは、従来の憲法が度重なる一部改正により体系性を失った等の理由から1999年に現行憲法を制定し、規定の整理や不文の憲法の明記などを行った³。フィンランドは、憲法を構成する基本法が4つに分かれていたために、憲法が複雑で非体系的なものとなっていたことなどを背景に、4つの基本法を整理・統合するなどして、1999年に現行憲法（フィンランド基本法）を制定した⁴。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2019年12月27日である。

¹ 地域の内訳は、東アジアが2か国（日本、韓国）、オセアニアが2か国（オーストラリア、ニュージーランド）、北米が2か国（カナダ、アメリカ）、中南米が2か国（チリ、メキシコ）、中東が2か国（イスラエル、トルコ）、他はヨーロッパ（26か国）である。“Member countries.” OECD website <<http://www.oecd.org/about/members-and-partners/>>

² スウェーデンの憲法は4つの基本法（統治法、王位継承法、出版の自由に関する法律、表現の自由に関する基本法）から構成されている。山岡規雄『各国憲法集（1）スウェーデン憲法』（調査資料2011-1-a 基本情報シリーズ7）国立国会図書館、2012、pp.2-3。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382167_po_201101a.pdf?contentNo=1>

³ 山岡規雄「1999年のスイス連邦憲法の制定—「改訂」された憲法の内容—」『レファレンス』813号、2018.10、pp.83-89。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11174852_po_081304.pdf?contentNo=1>

⁴ 『各国憲法集（9）フィンランド憲法』（調査資料2014-1-c 基本情報シリーズ18）国立国会図書館、2015、pp.2-4。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9203616_po_201401c.pdf?contentNo=1>

表1 OECD 諸国の現行憲法の制定年

国名 ^(注1)	制定年	背景等
アメリカ	1788	イギリスからの独立。1787年に憲法案確定、1788年に13邦中9邦目の承認で成立
ノルウェー	1814	ナポレオン戦争で敗北したデンマークからスウェーデンへの割譲と独立運動
オランダ	1815	フランスからの独立
ベルギー	1831	オランダからの独立
カナダ	1867	イギリス植民地による自治領形成。1867年憲法、1982年憲法法等が憲法を構成
ルクセンブルク	1868	普墺戦争後の永世中立国化
オーストラリア	1900	イギリス植民地による自治領形成
メキシコ	1917	独裁政権崩壊
第1次世界大戦の終結 (1918)		
オーストリア	1920	共和制への転換。連邦憲法のほか、憲法法律等が憲法を構成
ラトビア	1922	ロシアからの独立
アイルランド	1937	イギリスからの独立
アイスランド	1944	デンマークからの独立
第2次世界大戦の終結 (1945)		
日本	1946	ポツダム宣言受諾
イタリア	1947	共和制への転換
ドイツ	1949	東西分断による西ドイツでの制定。東西統一後も存続
デンマーク	1953	ドイツによる占領からの解放
フランス	1958	アルジェリア戦争。1789年人権宣言、1946年憲法前文、2004年環境憲章も憲法を構成
スウェーデン	1974	従来の統治法と実務との乖離。統治法など4つの基本法が憲法を構成
ギリシャ	1975	軍事政権崩壊
ポルトガル	1976	独裁政権崩壊
スペイン	1978	独裁政権終結
チリ	1980	軍のクーデター
トルコ	1982	軍のクーデター
韓国	1987	軍事政権に対する民主化抗争
冷戦の終結 (1989-1991)		
スロベニア	1991	ユーゴスラビアからの独立
エストニア	1992	ソ連からの独立
スロバキア	1992	社会主義政権崩壊、チェコと分離
リトアニア	1992	ソ連からの独立
チェコ	1992	社会主義政権崩壊、スロバキアと分離。憲法のほか、基本権及び自由憲章等が憲法を構成
ポーランド	1997	社会主義政権崩壊 (1989年)。上下院合同会議での採択と国民投票 (1997年)
スイス	1999	従来の憲法の度重なる一部改正による体系的喪失等
フィンランド	1999	従来の憲法が4つの基本法に分かれていたことによる複雑さ・非体系的等
ハンガリー	2011	社会主義政権崩壊 (1989年)。2/3超の議席を有する中道右派政権の誕生 (2010年)
不文憲法 (成典化されていない憲法) の国		
イギリス	—	マグナ・カルタ (1297年 ^(注2)) 以来の法律、慣行等が憲法を構成
ニュージーランド	—	ワイトンギ条約 (1840年) でイギリスの植民地化。法律、慣行等が憲法を構成
イスラエル	—	「基本法：議会」 (1958年) 以降の一連の基本法が憲法を構成

(注1) 配列は制定年月順。不文憲法の国は、塩津徹『比較憲法学』成文堂、2005、p.49; Robert L. Maddex, *Constitutions of the World*, third edition, Washington, D.C.: CQ Press, 2008, pp.xvii-xxiv 等による。

(注2) 1215年の最初のマグナ・カルタの後、1297年にエドワード1世治下で確認されたマグナ・カルタ (の一部) が憲法を構成。A. W. Bradley et al., *Constitutional and Administrative Law*, 17th ed., Harlow: Pearson, 2018, p.13 等参照。(出典) 各国憲法; 『諸外国の憲法事情 1~3』国立国会図書館、2001-2003; 『各国憲法集 (1) ~ (10)』(基本情報シリーズ) 国立国会図書館、2012-2016; 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第4版』三省堂、2017; 畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018; 西修『憲法の正論』産経新聞出版、2019, pp.222-223; Maddex, *ibid.*; “Timeline of Constitutions.” Comparative Constitutions Project website <<https://comparativelawproject.org/chronology/>>; “World Constitutions Illustrated.” Hein online 等を基に筆者作成。各国憲法の参照先は参考1・2 (本稿 pp.13-14) にまとめている。

II 改正状況

表 2 に OECD 諸国の現行憲法の改正状況を示した。

改正回数が 240 回と最も多いメキシコ合衆国憲法（1917 年制定）は、詳細で長大な条文を特徴とする。連邦（議会、大統領等）の権限を詳細に列挙し、残りを州の権限としており（第 124 条）、例えば、議会の権限（第 73 条）は 82 回、大統領の権限（第 89 条）は 19 回改正されている。人権規定では、社会・労働権（第 123 条）は 27 回改正されている⁵。

ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当。1949 年制定）は、G7 で最多の 64 回（平均で 1 年に 1 回弱）の改正が行われている。改正の多さの原因としては、日本では法律で規定されている内容（選挙権・被選挙権年齢、政党の資産公開義務など）も憲法で規定していることや、連邦と州の憲法上の権限配分を頻繁に見直していることなどが挙げられる⁶。主な改正は、再軍備（1956 年）、緊急事態条項の追加（1968 年）、東西統一のための改正（1990 年）などである。

アメリカとオーストラリア⁷を除き、19 世紀以前に制定された憲法（ノルウェー、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、カナダ）はいずれも 30 回以上の改正を経ている（図 1 参照）。また、憲法の記述の詳細さが改正に影響を与えているという指摘がある⁸（図 2 参照）。憲法改正手続

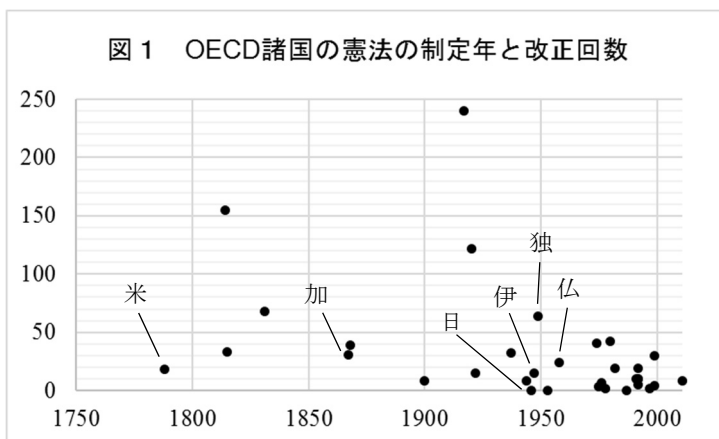


図 1 OECD諸国の憲法の制定年と改正回数
(注) 横軸は制定年、縦軸は改正回数。国名は G7 各国。
(出典) 各国議会等のウェブサイト等を基に筆者作成。改正履歴の参照先は参考 3（本稿 p.15）にまとめている。

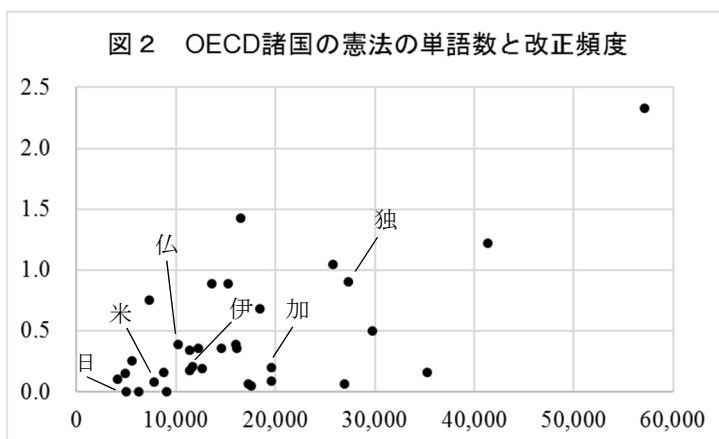


図 2 OECD諸国の憲法の単語数と改正頻度
(注) 横軸は単語数、縦軸は改正頻度（改正回数を経過年数（2020 - 制定年）で除したもの）。国名は G7 各国。
(出典) 各国議会等のウェブサイト等を基に筆者作成。改正履歴の参照先は参考 3（本稿 p.15）にまとめている。

⁵ “Reformas Constitucionales por Artículo.” Cámara de Diputados website <http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/cpeum_art.htm>
⁶ 山岡規雄・井田敦彦「諸外国における戦後の憲法改正 第 6 版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1040 号, 2019.2.19, p.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11241112_po_1040.pdf?contentNo=1>
⁷ アメリカでは裁判所による違憲審査など、憲法典の修正以外にも憲法の内容を変化させる方法が存在し、大統領や連邦議会は、どの方法を用いれば目的を達成しやすいかを比較考量しながら行動するため、改正頻度が低くなっている可能性があるという指摘がある（岡山裕「憲法修正なき憲法の変化の政治的意義—ニューディール期アメリカ合衆国の「憲法革命」を題材に—」駒村圭吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂, 2016, p.115）。オーストラリアは不文の憲法習律により議院内閣制をとり、成文憲法には一部を除き人権条項がないなどの特徴がある（山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情 3』（調査資料 2003-2）国立国会図書館, 2003, pp.101, 115. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6>）。

⁸ 日本国憲法は記述量が少なく、特に統治機構に関する記述は具体的に定めている事項が少ないため、制度改革の際

上の要件（議会での特別多数決・複数回の議決、国民投票、州の承認など）の厳格さが改正に影響を与えているという指摘もある⁹。

表2 OECD 諸国の現行憲法の改正状況

国名 ^(注)	改正回数	制定年	連邦制	単語数	備考
メキシコ	240	1917	○	57,087	
ノルウェー	155	1814		7,307	
オーストリア	122	1920	○	41,366	連邦憲法の改正回数
ベルギー	68	1831	○	16,119	
ドイツ	64	1949	○	27,379	
チリ	42	1980		25,821	
スウェーデン	41	1974		13,635	統治法の改正回数
ルクセンブルク	39	1868		5,601	
オランダ	33	1815		8,739	同日改正は1回と計算
アイルランド	32	1937		16,007	
カナダ	31	1867	○	19,565	1867年憲法と1982年憲法の改正回数
スイス	30	1999	○	16,484	
フランス	24	1958		10,180	
スロバキア	19	1992		18,402	
トルコ	19	1982		29,727	
アメリカ	18	1788	○	7,762	権利章典の追加（第1～10修正）は1回と計算
イタリア	15	1947		11,708	
ラトビア	15	1922		4,917	
チェコ	10	1992		14,580	チェコ共和国憲法と基本権及び自由憲章の改正回数
リトアニア	10	1992		12,214	
スロベニア	10	1991		11,406	
ハンガリー	8	2011		15,247	
アイスランド	8	1944		4,089	
オーストラリア	8	1900	○	17,318	
ポルトガル	7	1976		35,219	
エストニア	5	1992		11,344	
フィンランド	4	1999		12,640	
ギリシャ	3	1975		26,989	
ポーランド	2	1997		19,602	
スペイン	2	1978		17,608	
韓国	0	1987		9,059	
デンマーク	0	1953		6,221	
日本	0	1946		4,998	
イギリス	—	—		—	不文憲法（成典化されていない憲法）
ニュージーランド	—	—		—	同上
イスラエル	—	—		—	同上。憲法を構成する各基本法の改正回数の合計は82

(注) 配列は改正回数順（同数の場合は改正頻度を考慮して制定年月が新しい順）。改正回数は出典のウェブサイトの最終アクセス日（2019年12月27日）において確認できた回数。単語数は“Constitution Rankings,” 2016.4.8. Comparative Constitutions Project website <<https://comparativeconstitutionsproject.org/ccp-rankings/>> による。

(出典) 各国議会等のウェブサイト; 山岡規雄・井田敦彦「諸外国における戦後の憲法改正 第6版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1040号, 2019.2.19. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11241112_po_1040.pdf?contentNo=1> 等を基に筆者作成。改正履歴の参照先は参考3（本稿p.15）にまとめている。

に法律改正で事足りることが多く、憲法改正の必要がなかったという指摘がある（ケネス・盛・マッケルウェイン「日本国憲法の特異な構造が改憲を必要としてみななかった」『中央公論』131巻5号, 2017.5, pp.76-77）。日本の憲法の簡潔さについて、大石真「憲法改正と憲法改革との間」『統治機構の憲法構想』法律文化社, 2016, pp.32-51; 井上武史「立憲主義とテキスト—日本国憲法の場合—」『論究ジュリスト』20号, 2017.冬, pp.112-119; 山本龍彦「主権者なき憲法変動—日本国憲法秩序のアイデンティティ—」『論究ジュリスト』25号, 2018.春, pp.148-165等参照。

⁹ 北村貴「憲法硬硬度は憲法改正に影響を与えるか—憲法制度と憲法政策の総合研究—」『法政治研究』4号, 2018.3, pp.85-111.

Ⅲ 新しい人権等

表 3 に OECD 諸国の憲法の新しい人権等に関する主な規定を示した。

新しい人権とは、日本国憲法（1946 年制定）には列挙されていないが、社会の変革に伴い、「自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由」として保護するに値すると考えられるに至った法的利益をいうとされる¹⁰。OECD 諸国の憲法では、環境権、知る権利、プライバシー権などを明記している例がある。

環境権に関する規定の類型としては、①個人の権利を規定するもの、②国の責務を規定するもの、③国民の責務を規定するものがある¹¹。このほか、全ての人は（他人の財産権にかかわらず、森林等への）公衆の立入権に基づいて、自然環境を享受できると規定するスウェーデンの例（統治法第 2 章第 15 条第 4 項）もある。フィンランドは、公的機関が全ての人に環境権等を保障するよう努めなければならないという形で規定している（第 20 条第 2 項）。

知る権利に関する規定の類型としては、①一般的に情報を取得する権利を規定するもの、②公文書等の開示を求める権利を規定するもの、③国の責務を規定するもの（公的機関が職務の遂行に際し（情報）公開を実施すると規定するオランダの例（第 110 条））などがある。

プライバシー権に関する規定の類型としては、①一般的にプライバシーに関する権利を規定するもの、②個人データ（個人情報）に関する権利を規定するもの、③国の責務を規定するもの（国等は一定の場合を除き、家庭又はプライバシーに干渉してはならないと規定するエストニアの例（第 26 条））などがある。

このほか、新しい人権としては、犯罪被害者の権利、知的財産権、生命倫理などが挙げられている¹²。犯罪被害者の保護については、刑事被害者の裁判手続における陳述や、犯罪被害者への国家による救助について規定する韓国の例（第 27 条第 5 項及び第 30 条）、犯罪被害者が支援や経済的補償を受けられるように連邦と州は配慮すると規定するスイスの例（第 124 条）がある。知的財産権については、連邦議会の権限として、著作者や発明者に独占的権利を保障することにより科学等の発展を促進することを規定するアメリカの例（第 1 条第 8 節第 8 項）、創造的・知的活動の成果に対する権利は法律で保護されると規定するチェコの例（基本権及び自由憲章第 34 条第 1 項）などがある。生命倫理については、人間は生殖医療と遺伝子技術の濫用から保護されるなどと規定するスイスの例（第 119 条）、何人（なんびと）も自発的同意なしに医学的実験を含む科学的実験の対象とされてはならないと規定するポーランドの例（第 39 条）がある。

以上のほか、子ども（児童）については、伝統的には、教育を受ける権利、児童労働の禁止、家族の保護などの形で規定されてきたが、包括的な子どもの権利として規定する例も増えている。一方で、子どもに対する国や国民の責務として規定する例も多い。

¹⁰ 芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法 第 7 版』岩波書店、2019、pp.120-121。日本では幸福追求権（第 13 条）などを根拠として解釈上認められているものもある。なお、日本国憲法の人権規定は、歴史的に国家権力によって侵害されることの多かった重要な権利・自由を列挙したもので、全ての人権を網羅的に掲げたものではないとされる（同）。

¹¹ 那須俊貴『環境権の論点』（調査資料 2006-2-b シリーズ憲法の論点 14）国立国会図書館、2007、pp.11-14。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001031_po_200703.pdf?contentNo=1>

¹² 衆議院憲法調査会『衆議院憲法調査会報告書』2005、pp.341-352。<[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf/\\$File/houkoku.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf/$File/houkoku.pdf)>; 参議院憲法調査会『日本国憲法に関する調査報告書』2005、pp.132-141。<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkokusyo/pdf/honhoukoku.pdf>> 参照。

表3 OECD 諸国の憲法の新しい人権等に関する主な規定

国名 ^(注1)	環境権 ^(注2)	知る権利 ^(注3)	プライバシー権 ^(注4)	子どもの権利 ^(注5)
アイスランド			71条(①)	76条3項(②)
アイルランド				42A条(①②③)
アメリカ				
イギリス	—	—	—	—
イスラエル			7条(①)	
イタリア				30・31条(②③)
エストニア	53条(③)	44条(①③)	26・42・44条(①②③)	27条(②③)
オーストラリア				
オーストリア	憲法法律(②)	20条4項(③)	憲法規定・条約(①②)	憲法法律(①)
オランダ	21条(②)	110条(③)	10条(①②③)	
カナダ				
韓国	35条(①②③)		17条(①)	34条4項(②)
ギリシャ	24条(①②)	5A条・10条3項(①③)	9・9A条(①②)	21条(②)
スイス	2条4項(②)	16条3項(①)	13条(①②)	11・67条(①②)
スウェーデン	1章2条3項(②)	2章1条等(①②)	2章3・6条等(①②③)	1章2条5項(①②)
スペイン	45条(①②③)	20・105条(①②)	18条(①③)	39条(②③)
スロバキア	44・45条(①②③)	26条(①③)	16・19・22条(①②)	41条(①②)
スロベニア	72条(①②③)	39条(①②)	35・38条(①②)	53・54・56条(①②③)
チェコ	35条(①③)	17条(①③)	7・10条(①②)	32条(①②)
チリ	19条8項(①②)		19条4項(①②)	
デンマーク				
ドイツ	20a条(②)	5条1項(①)		6条(②③)
トルコ	56条(①②③)	26条・31条2項(①③)	20条(①②)	41・58・61条(①②)
日本				
ニュージーランド	—	—	—	—
ノルウェー	112条(①②)	100条(①②③)	102条(①③)	104条(①②)
ハンガリー	XXI条(①②③)	VI条(②)	VI条(①②)	XV・XVI条(①②③)
フィンランド	20条(①②③)	12条(①②)	10条(①②)	6条3項(①)
フランス	環境憲章(①②③)	人権宣言15条(②)		
ベルギー	23条3項4号(①②)	32条(②)	22条(①③)	22条の2(①②)
ポーランド	5・74・86条(①②③)	54・61条(①②)	47・51条(①②③)	72条(①②③)
ポルトガル	9・66条(①②③)	37・48・268条(①②)	26・35・41条(①②③)	36・69・70条(①②③)
メキシコ	4条5項(①②③)	6条(①②③)	16条2項(②)	4条9～11項(①②③)
ラトビア	115条(①②)	100条(①)	96条(①)	110条(①②)
リトアニア	53・54条(②③)	25条(①)	22・25条(①②③)	38・39条(②③)
ルクセンブルク	11条の2(②)		11条3項(③)	

(注1) 配列は五十音順。イスラエルは「基本法：人間の尊厳及び自由」の条項。オーストリアの環境権は持続可能性等に関する連邦憲法法律、同国のプライバシー権はデータ保護法第1条(通常の法律中の「憲法規定」(憲法を構成する規定))と欧州人権条約第8条(「憲法の地位にある条約」)、同国の子どもの権利は子どもの権利に関する連邦憲法法律。スウェーデンは統治法の条項(同国の知る権利はこのほか、出版の自由に関する法律第1章第7条第2項・第2章第1条、表現の自由に関する基本法第1章第10条第2項。同国のプライバシー権はこのほか、統治法第1章第2条第4項)。チェコは基本権及び自由憲章の条項。ハンガリーの知る権利は公益に関するデータを知り、及び広める権利。フランスの知る権利は行政の報告を求める権利。ポーランドの環境権は環境に関する情報を得る権利。イギリスとニュージーランドの憲法を構成する人権関係法律等は省略している。

(注2) ①は個人の権利を規定するもの、②は国の責務を規定するもの、③は国民の責務を規定するもの。「国は環境権を保障する」等の規定の場合は、①と②の両方を記した(ハンガリー、フィンランド、ベルギー、ラトビア)。連邦と州の権限配分等の規定は挙げていない(注3～5について同じ)。

(注3) ①は一般的に情報を取得する権利を規定するもの、②は公文書等の開示を求める権利を規定するもの、③は国の責務を規定するもの。

(注4) ①は一般的にプライバシーに関する権利を規定するもの、②は個人データ(個人情報)に関する権利を規定するもの、③は国の責務を規定するもの。

(注5) ①は子どもの権利を規定するもの、②は国の責務を規定するもの、③は国民の責務を規定するもの。包括的なものを挙げ、教育を受ける権利、児童労働の禁止等は挙げていない。

(出典) 各国憲法等を基に筆者作成。各国憲法の参照先は参考1・2(本稿 pp.13-14)にまとめている。

IV 議会と選挙

表 4 に OECD 諸国の憲法の議会（国会）と選挙に関する主な規定を示した。ここでは、上院議員の選出方法・選挙制度、下院議員の選挙制度を取り上げている。

議会は大きく二院制と一院制に分かれる¹³。二院制には、①貴族院型（身分制議会に由来するもの）、②連邦制型（連邦国家における構成要素としての州の地位を保障しようとするもの）、③多角的民意反映型（民意を多角的に反映しようとするもの）があるとされる¹⁴。

OECD 諸国のうち連邦国家ではなく、二院制をとる国は、日本のほかアイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、スロベニア、チェコ、チリ、フランス、ポーランドがある（貴族院型のイギリスを除く。）。このうち、アイルランド、オランダ、スロベニア、フランスの上院議員は国民による直接選挙ではなく、間接選挙等で選出される。すなわち、アイルランドは主に職能別候補者名簿から選挙されると規定し（第 18 条。下院議員、（前）上院議員、地方議員が選挙する。）、オランダは州議会議員等が選挙すると規定し（第 55 条）、スロベニアは社会的・経済的・職能的・地域的利益の代表であると規定し（第 96 条。代表団体の構成員等が選挙する。）、フランスは地方公共団体の代表を確保すると規定している（第 24 条第 4 項。上下院議員、地方議員等が選挙する。）¹⁵。これに対し、日本、イタリア、スペイン、チェコ、チリ、ポーランドでは国民による直接選挙で上院議員が選出される（ただし、イタリアには元大統領など若干名の終身議員がおり（第 59 条）、スペインには各自治州議会等が選出する議員がいる（第 69 条第 5 項））。このうち、日本、スペイン、チェコ、ポーランドでは法律案の審議において下院が優越するが（それぞれ、第 59 条第 2 項、第 90 条第 2 項、第 47 条、第 121 条）、イタリア、チリでは両院が対等である。イタリアでは 2006 年と 2016 年に、上院改革や対等な両院関係の見直し等を内容とする憲法改正案が国民投票に付されたが、いずれも否決された。

（国会）議員の選挙制度は日本では法律事項とされているが（第 47 条）、憲法で規定している国もある。例えば、アイルランドは上下院の単記移議式比例代表制¹⁶を（第 16 条第 2 節及び第 18 条第 5 節）、オランダは上下院の比例代表制を（第 53 条第 1 項）、チェコは下院の比例代表制と上院の多数代表制を規定している（第 18 条）。下院は多くの国で議席の人口比例配分を規定しているが、スペインは選挙区を県と規定した上で各選挙区に最低議席数を配分すると規定し（第 68 条第 2 項。残余を人口比例配分）、スロベニアは少数民族の議席数を規定している（第 80 条第 3 項）。上院は、イタリア、スペインなどが各州の最低議席数、各県の議席数などを規定している（それぞれ、第 57 条、第 69 条。イタリアは議席の人口比例配分も規定）。このほか、スロベニアは下院の特別多数決（総議員の 3 分の 2）による上下院の選挙制度の法

¹³ 連邦国家や人口が多い国は二院制を採用する傾向があるとされる。アレンド・レイプハルト（粕谷祐子・菊池啓一訳）『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の 36 カ国比較研究— 原著第 2 版』（ポリティカル・サイエンス・クラシックス 2）勁草書房、2014、pp.163, 172-174.（原書名: Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, 2nd ed., New Haven: Yale University Press, 2012.）

¹⁴ 樋口陽一『憲法 I』（現代法律学全集 2）青林書院、1998、pp.221-225.

¹⁵ 各国の具体的な選挙方法（（ ）内の「第〇条。」に続く部分）は憲法ではなく選挙法等で規定。三輪和宏『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（調査資料 2009-1-a 基本情報シリーズ 4）国立国会図書館、2009。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166395_po_200901.pdf?contentNo=1>; “PARLINE database on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union website <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>> 等参照。

¹⁶ 大曲薫「アイルランド下院の選挙制度—単記移議式による比例代表制（PR-STV）の仕組みと機能—」『レファレンス』823 号、2019.8、pp.1-32。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11340942_po_082301.pdf?contentNo=1> 参照。

定を規定し（第 80 条第 4 項及び第 98 条第 1 項）、フランスは独立委員会による下院選挙区の決定等を規定している（第 25 条第 3 項）。フランス、イタリアなどは議員職等への男女の平等な就任促進について規定している（それぞれ、第 1 条第 2 項、第 51 条第 1 項）。

表 4 OECD 諸国の憲法の議会と選挙に関する主な規定

国名 ^(注)	上院議員の選出方法・選挙制度	下院議員の選挙制度
アイスランド		31 条 1 項（比例的選挙（比例代表制））
アイルランド	18 条（職能別選出等）	16 条 2 節（単記移議式比例代表制）
アメリカ	17 修正（州民が選挙、各州 2 人）	1 条 2 節 3 項（議席の人口比例配分、各州最低 1 人）
イギリス	—	—
イスラエル		4 条（平等選挙、比例的選挙（比例代表制））
イタリア	57～59 条（直接選挙、州の最低議席数等）	56 条（議席の人口比例配分）
エストニア		60 条（比例原則に基づく選挙（比例代表制））
オーストラリア	7・9 条（選挙方法の法定、各州同数の議席）	24 条 2 項（議席の人口比例配分、各州最低 5 人）
オーストリア	35 条（州議会が選出）	26 条（比例代表制の原則）
オランダ	55 条（州議会議員等が選挙）	53 条 1 項（比例代表制）
カナダ	22・24 条（任命制、領域の代表）	51～52 条（州の比例的代表の確保等）
韓国		41 条（平等選挙、選挙事項の法定）
ギリシャ		54 条（人口に基づく各選挙区の議席数決定等）
スイス	150 条（州法による選出、各州 1 又は 2 人）	149 条（比例代表制、議席の人口比例配分、各州最低 1 人）
スウェーデン		3 章 6～8 条（有権者数に基づく議席配分等）
スペイン	69 条（直接選挙、各県 4 人等）	68 条（比例代表制の原則、県の最低議席数等）
スロバキア		74 条（平等選挙、詳細の法定）
スロベニア	96 条（職能、地域等の代表）	80 条（下院の総議員の 2/3 による選挙制度の法定等）
チェコ	18 条 2 項（直接選挙、多数代表制の原則）	18 条 1 項（比例代表制の原則）
チリ	49 条（直接選挙、州の最低選挙区数）	47 条（選挙区等の法定）
デンマーク		31 条（人口、人口密度等に基づく各地域の議席数決定）
ドイツ	51 条（州政府構成員で組織、州政府が任免）	38 条（平等選挙、詳細の法定）
トルコ		79 条（司法機関による選挙の管理・監督）
日本	47 条（選挙事項の法定）	47 条（選挙事項の法定）
ニュージーランド	—	—
ノルウェー		57 条（人口・面積に基づく各選挙区の議席数決定等）
ハンガリー		2 条（平等選挙、方法の法定）
フィンランド		25 条（比例的選挙（比例代表制）等）
フランス	24 条 4 項（地方公共団体の代表）	25 条 3 項（独立委員会による下院選挙区の決定等）
ベルギー	67・68 条（地域圏議会が選出等）	62 条（比例代表制）
ポーランド	97 条（直接選挙）	96 条（平等選挙、比例的選挙（比例代表制））
ポルトガル		149 条（比例代表制確保のための選挙区の法定等）
メキシコ	56 条（混合制）	52～54 条（小選挙区比例代表並立制等）
ラトビア		6 条（平等選挙、比例的選挙（比例代表制））
リトアニア		55 条（平等選挙、手続の法定）
ルクセンブルク		51 条 5 項（比例代表制）

(注) 配列は五十音順。イスラエルは「基本法：議会」、カナダは 1867 年憲法、スウェーデンは統治法の条項。メキシコ上院の第 56 条（混合制）は、政党ブロック投票制（各州とメキシコシティで最多得票政党に 2 議席を、第 2 党に 1 議席を配分）と比例代表制の並立制を規定。イギリスとニュージーランドの憲法を構成する議会・選挙関係法律等は省略している。

(出典) 各国憲法；三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度（資料）」『レファレンス』671 号、2006.12, pp.68-97. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999787_po_067106.pdf?contentNo=1>; 佐藤令「諸外国の選挙制度—類型・具体例・制度一覧—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』721 号、2011.8.25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050467_po_0721.pdf?contentNo=1>; 那須俊貴「二院制諸国における選挙制度・任命制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』861 号、2015.3.27. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111354_po_0861.pdf?contentNo=1>; 帖佐廉史「諸外国議会の一院制・二院制の別（2016 年）（資料）」『レファレンス』791 号、2016.12, pp.88-95. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10229025_po_079105.pdf?contentNo=1> 等を基に筆者作成。各国憲法の参照先は参考 1・2（本稿 pp.13-14）にまとめている。

V 安全保障、緊急事態

表5にOECD諸国の憲法の安全保障、緊急事態に関する主な規定を示した。

平和条項は、①抽象的な平和条項（フィンランドなど）、②侵略戦争・征服戦争の放棄（フランス、ドイツ、韓国など）、③国際紛争を解決する手段としての戦争の放棄・国際協調（イタリアなど）、④中立政策（スイス、オーストリアなど）、⑤核兵器等の禁止、⑥軍隊の不保持、⑦戦争放棄・戦力不保持（日本）の7つにおおむね分類できるという指摘がある¹⁷。⑤はオーストリアに「核のないオーストリアのための連邦憲法法律」（1999年制定。核兵器に加え、核分裂によるエネルギー調達を目的とする施設の建設・稼働も禁止）がある。リトアニアは大量破壊兵器と外国の軍事基地について、同国の領土には存在することができないと規定している（第137条）。アイスランドは憲法に規定はないものの、軍を保有していない¹⁸。

軍について規定がある国では、大統領、議会等による軍の統制が規定され、民主的統制が図られている¹⁹。規定上は国王などに軍の最高指揮権がある国も同様である。例えばベルギーでは、国王の行為は大臣の副署がなければ効力を有しない（第106条）。このほか、軍の統制に関する規定の例をいくつか挙げると、韓国は軍の政治的中立性を（第5条第2項）、ポーランドは軍の政治的中立性と文民による民主的統制を（第26条第2項）、ポルトガルは軍の非党派性を規定している（第275条第4項）。ギリシャは軍隊勤務者等による政党に対する賛否の意見表明を絶対的に禁止すると規定している（第29条第3項）。ハンガリーは軍構成員の政党加入や政治的活動を禁止すると規定している（第45条第4項）。

平時とは異なる権力の集中や人権の制限を可能にする緊急事態条項²⁰は、法律で規定する国（イギリス、アメリカなど）、憲法で簡潔・一般的に規定する国（イタリア²¹、フランス²²など）、憲法で詳細・具体的に規定する国（ドイツ²³など）に分かれるとされる²⁴。アメリカは叛乱・侵略時における人身の自由の制限（第1条第9節第2項）など憲法に若干の規定を持つが、大統領が緊急事態に対処するための措置は、イギリスのコモン・ロー（中世以来の判例の集積によ

¹⁷ 辻村みよ子『比較憲法 第3版』（岩波テキストブックス）岩波書店、2018、pp.230-237。同書は⑤の例としてフィリピン（第2条第8節）などを、⑥の例としてコスタリカ（第12条）などを挙げている。

¹⁸ アイスランドは北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）の加盟国であり、有事の際はアメリカとの2国間防衛協定に基づきアイスランド防衛が保障されている。「アイスランド共和国 基礎データ」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iceland/data.html#section3>>

¹⁹ アメリカ、ドイツ、フランスの軍関係規定と緊急事態条項について、河島太郎『米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項』（調査資料2019-1-a 基本情報シリーズ27）国立国会図書館、2019。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11389345_po_201901a.pdf?contentNo=1> 参照。

²⁰ 緊急事態条項とは、いわゆる国家緊急権に関する規定をいう。国家緊急権とは、「戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権保障と権力分立）を一時停止して、非常措置をとる権限」をいうが（芦部信喜『憲法学I（憲法総論）』有斐閣、1992、p.65）、本稿では、必ずしも憲法秩序の停止に至らない場合も含め、緊急時の特例を定める憲法規定を取り扱う（河島 同上、p.4参照）。

²¹ 山岡規雄「イタリア共和国憲法と緊急事態」『レファレンス』802号、2017.11、pp.53-70。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10990717_po_080203.pdf?contentNo=1> 参照。

²² 矢部明宏「フランスの緊急状態法—近年の適用事例と行政裁判所による統制—」『レファレンス』748号、2013.5、pp.5-26。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206691_po_074801.pdf?contentNo=1> 参照。

²³ 山岡規雄「ドイツ連邦共和国基本法における緊急事態条項」『レファレンス』786号、2016.7、pp.57-76。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10126911_po_078603.pdf?contentNo=1> 参照。

²⁴ 大西芳雄『憲法の基礎理論』有斐閣、1975、pp.232-236；小林直樹『国家緊急権—非常事態における法と政治—』（法学選書）学陽書房、1979、p.98参照。

る不文法)の伝統を受けたマーシャル・ロー (martial law)²⁵の法理や、関係法律などに基づいて行われてきた²⁶。

表5 OECD 諸国の憲法の安全保障、緊急事態に関する主な規定

国名 ^(注1)	平和条項	軍の統制 ^(注2)	緊急事態 ^(注3)
アイスランド			28条
アイルランド	29条(紛争の平和的解決)	13条4節(大統領)、15条6節・28条3節(議会)	28条3節
アメリカ		2条2節1項(大統領)、1条8節11~16項(議会)	1条9節2項
イギリス	—	—	—
イスラエル		2・3条(政府、国防相)、5条(議会)	38~41条
イタリア	11条(戦争の否認)	87条9項(大統領)、78条(議会)	77・78条
エストニア	前文(平和の保護)	127条(大統領)、126・128条(議会)	128~131条
オーストラリア		68条(総督)、51条6号(議会)	
オーストリア	憲法法律(中立政策、非核)	80条(大統領等)、38条(議会)	18・97条
オランダ		97条2項(政府)、96・100条(議会)	103条
カナダ		15条(国王)、91条7号(議会)	(4条2項)
韓国	5条1項(侵略戦争の否認)	73・74条(大統領)、60・74条(議会)	76・77条
ギリシャ	2条2項(平和の促進)	36条1項・45条(大統領、政府、議会)	48条
スイス	2・173・185条(中立政策等)	185条(政府)、173条1項d号(議会)	173・185条
スウェーデン		15章13条(政府)、15章14条(議会)	15章
スペイン	前文(平和的關係への協力)	62条h号・63条3項(国王)、63条3項(議会)	55・86・116条
スロバキア	前文(恒久的な平和協力)	102・119条(大統領、政府)、86・102条(議会)	51・102条
スロベニア	124条3項(平和政策)	92・102条(大統領)、92・124条(下院)	16・108条
チェコ		63条(大統領)、39条3項・43条(議会)	憲法的法律
チリ		32条16~19号(大統領)、63条13・15号(議会)	39~45条
デンマーク		19条(国王、議会)	23条
ドイツ	26条(侵略戦争準備の禁止)	65a・115b条(国防相、首相)、73・115a条(議会)	10a章等
トルコ	前文(平和の願いと信念)	104・117・118条(大統領)、87・92条(議会)	15・119条
日本	9条(戦争放棄、戦力不保持)		(54条2項)
ニュージーランド	—	—	—
ノルウェー		25・26条(国王、議会)	(68条)
ハンガリー	Q条(平和のための国際協力)	9・45条(大統領)、1・45・48条(議会)	48~54条
フィンランド	1条(平和のための国際協力)	128・129条(大統領、政府)、58条5・6項(議会)	23条
フランス	1946年前文(征服戦争放棄)	15条(大統領)、34条3項・35条(議会)	16・36条
ベルギー		167条§1(国王)、182条(議会)	
ポーランド		134条(大統領)、116条(議会)	11章
ポルトガル	7条1項(紛争の平和的解決)	120・134・135・197条(大統領、政府)、161条(議会)	19・138・275条
メキシコ	89条X(紛争の平和的解決)	89条IV~VIII(大統領)、73条XII~XIV(議会)	29・49条
ラトビア		42~44条(大統領)、43・44・67条(議会)	62条
リトアニア	137条(大量破壊兵器不保持)	84・140・142条(大統領)、67・142条(議会)	142~145条
ルクセンブルク		37条(大公)、37・96条(議会)	32条4項

(注1) 配列は五十音順。イスラエルの軍の統制は「基本法：軍」、同国の緊急事態は「基本法：政府」の条項。オーストリアの平和条項は、オーストリアの中立性に関する連邦憲法法律と、核のないオーストリアのための連邦憲法法律。カナダの軍の統制は1867年憲法、同国の緊急事態は1982年憲法の条項。チェコの緊急事態は、チェコ共和国の安全保障に関する憲法的法律。フランスの平和条項は1946年憲法前文。イギリスとニュージーランドの憲法を構成する軍事関係法律等は省略している。

(注2) 大統領等に対する軍の最高指揮権の付与や議会による宣戦の承認など、対象として軍や戦争・国防を明記する主な規定を挙げた。

(注3) 戦時などの緊急時に平時とは異なる権力の集中や人権の制限を可能にする主な規定を挙げた()を付した。カナダは下院や地方議会の会期延長、日本は参議院の緊急集会、ノルウェーは議会の首都以外での開会の規定)。

(出典) 各国憲法等を基に筆者作成。各国憲法の参照先は参考1・2(本稿 pp.13-14)にまとめている。

²⁵ 歴史的にはヨーロッパ大陸諸国の戒厳とは異なるが戒厳(令)と訳され、統治作用は軍の下に置かれる。

²⁶ 矢部明宏ほか「憲法上の国家緊急権」『主要国における緊急事態への対処—総合調査報告書—』(調査資料2003-1) 国立国会図書館, 2003, pp.9-39. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999552_po_20030104.pdf?contentNo=4> 参照。

VI 違憲審査制

表 6 に OECD 諸国の憲法の違憲審査制に関する主な規定を示した。

違憲審査制は、①司法裁判所型、②憲法裁判所型、③不存在型におおむね分類できる²⁷。①はアメリカのように、通常の裁判手続の過程で司法部門が法律等の合憲性を審査するものである。アメリカは憲法に明文規定はないが、1803 年のマーベリー対マディソン事件判決（*Marbury v. Madison*, 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803)）で裁判所の違憲審査権が確立したとされる²⁸。この型は日本のほか、カナダ²⁹、オーストラリア、北欧諸国などで採用されている。②は憲法裁判所など、司法部門内の独立した機関や司法部門外の機関が法律等の合憲性を審査するもので、1920 年にオーストリアで憲法裁判所が設置されたのに始まり、ドイツなど多くのヨーロッパ大陸諸国で採用された（後述するフランスも広義ではこれに含まれる）³⁰。③は憲法典のないイギリスなどのほか、裁判官は法律や条約の違憲審査をしないと規定するオランダ（第 120 条）が該当する。

憲法裁判所がある国では、憲法裁判所が大統領、各議院議員等からの申立てにより、具体的な事件を前提とせずに違憲審査を行う抽象的規範統制の規定がある国が多い。ただし、韓国のように憲法裁判所はあるが抽象的規範統制の規定がない国もある。一方、メキシコには憲法裁判所はないが、法律等の公布の日から 30 日以内に各議院議員（上院議員の 33% 又は下院議員の 33%）等が申し立てることにより、最高裁判所に対し違憲の訴えを提起できる規定がある（第 105 条 II）。エストニアにも憲法裁判所はないが、法令の合憲性等を監視する独立の公職である法務長官が最高裁判所に対し、法令の無効を申し立てる規定がある（第 142 条第 2 項）。このほか、ポルトガルには立法不作為に対する違憲審査の規定がある。同国の憲法裁判所は、大統領、オンブズマン等の要請に基づき立法不作為の違憲性を審査し、違憲性を確認した場合は立法機関にその旨を通知する（第 283 条）。

フランスの憲法院は具体的な事件を前提として法律の違憲審査を行うほか、大統領、各議院議員（上院議員 60 人又は下院議員 60 人）等の申立てにより、法令の施行前にその違憲審査を行う（第 61 条）。こうした事前審査を行う国として、大統領が法律案への署名前に最高裁判所に対し憲法判断を求めることができる旨を規定するアイルランド（第 26 条。ポーランド（第 122 条）なども同様）、最高裁判所の裁判官等で構成される法制審議会への法律案の諮問を規定するスウェーデン（統治法第 8 章第 22 条）などがある。このほか、フィンランドは議会の基本法委員会（常任委員会の 1 つ）の責務として、法律案の合憲性等に関する意見書の提出を規定しており（第 74 条）、司法部門ではなく立法部門が事前審査を行う仕組みを設けている³¹（ただし、スウェーデンの法制審議会への諮問と同様、裁判所による審査のような拘束力はない）。

²⁷ Robert L. Maddex, *Constitutions of the World*, third edition, Washington, D.C.: CQ Press, 2008, pp.xvii-xxiv. なお、ルイ・ファヴォール（山元一訳）『憲法裁判所』敬文堂、1999, pp.5-32（原書名: Louis Favoreu, *Les cours constitutionnelles*, 3e éd., Paris: Presses Universitaires de France, 1996）は、アメリカ型、ヨーロッパ型に分類している。

²⁸ 松井茂記『アメリカ憲法入門 第 8 版』（外国法入門双書）有斐閣、2018, pp.84-88 等参照。

²⁹ 内閣が法律の合憲性等についての勧告的意見を最高裁判所に求める照会制度（憲法ではなく法律で規定）でも知られる（佐々木雅寿「勧告的意見の可能性」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』有斐閣、2004, pp.326-327）。

³⁰ 河島太郎『違憲審査制の論点 改訂版』（調査資料 2016-1-a 基本情報シリーズ 23）国立国会図書館、2016, p.4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10229412_po_201601a.pdf?contentNo=1> 参照。

³¹ このほか、行政部門による事前審査について、奥村公輔「フランスにおける憲法解釈機関としてのコンセイユ・デタ行政部」『レファレンス』783 号、2016.4, pp.87-107. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9957300_po_078305.pdf?contentNo=1>; 赤坂幸一「ドイツにおける連邦政府内部の憲法適合性審査—ベルリン調査報告—」『レファレンス』794 号、2017.3, pp.67-86. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10315721_po_079405.pdf?contentNo=1> 等参照。

表6 OECD 諸国の憲法の違憲審査制に関する主な規定

国名 ^(注1)	審査主体 ^(注2)	事後的な抽象的規範統制の主な申立権者 ^(注3)	事前審査 ^(注4)
アイスランド	(司法裁判所)		
アイルランド	司法裁判所		26 条
アメリカ	(司法裁判所)		
イギリス			
イスラエル			
イタリア	憲法裁判所	127 条 2 項 (州)	
エストニア	司法裁判所	142 条 2 項 (法務長官)	107 条 2 項
オーストラリア	司法裁判所		
オーストリア	憲法裁判所	140 条 1 項 (州政府、各議院議員の 1/3)	
オランダ			
カナダ	司法裁判所		
韓国	憲法裁判所		
ギリシャ	司法裁判所		
スイス	(司法裁判所)		
スウェーデン	司法裁判所		8 章 22 条 (法制審議会)
スペイン	憲法裁判所	162 条 (首相、各議院議員 50 人、自治州政府等)	
スロバキア	憲法裁判所	130 条 1 項 (議員の 1/5、大統領、政府等)	
スロベニア	憲法裁判所	162 条 (手続の法定)	
チェコ	憲法裁判所	88 条 1 項 (提訴権者の法定)	
チリ	憲法裁判所		93 条 1・3 号
デンマーク	(司法裁判所)		
ドイツ	憲法裁判所	93 条 1 項 2 号 (連邦・州政府、下院議員の 1/4)	
トルコ	憲法裁判所	150 条 (大統領、2 大政党会派、議員総数の 1/5)	
日本	司法裁判所		
ニュージーランド			
ノルウェー	司法裁判所		
ハンガリー	憲法裁判所	24 条 2 項 e 号 (政府、議員の 1/4 等)	6 条
フィンランド	司法裁判所		74 条 (議会の基本法委員会)
フランス	憲法院		61 条
ベルギー	憲法裁判所	142 条 3 項 (法律の指名する機関)	
ポーランド	憲法裁判所	191 条 (大統領、下院議員 50 人、上院議員 30 人等)	122 条
ポルトガル	憲法裁判所	281 条 (大統領、議会議長、首相、議員の 1/10 等)	278・279 条
メキシコ	司法裁判所	105 条 II (各議院議員の 33%等)	
ラトビア	憲法裁判所	85 条 (権限の法定)	
リトアニア	憲法裁判所	106 条 (政府、総議員の 1/5 等)	
ルクセンブルク	憲法裁判所		

(注1) 配列は五十音順。

(注2) 「(司法裁判所)」は、司法裁判所が違憲審査を行うが、憲法に明文規定がない国。スイスでは、連邦裁判所は(憲法に抵触していても)連邦法律を適用しなければならないが(第190条)、それが憲法に適合しないという判決を行うことはできると解釈されている(ワルター・ハラー(平松毅ほか訳)『スイス憲法—比較法的研究—』成文堂, 2014, pp.201-203(原書名: Walter Haller, *The Swiss Constitution in a Comparative Context*, Zurich: Dike, 2009))。

(注3) 法律(連邦制の場合は連邦法律)を審査対象とする場合について記した。

(注4) 法律(法律案)を審査対象とする場合について記し、()内には、裁判所とは異なる機関が事前審査を行う場合にその機関名を記した(裁判所による審査のような拘束力はない。)。

(出典) 各国憲法; Maartje de Visser, *Constitutional Review in Europe: A Comparative Analysis*, Oxford: Hart Publishing, 2014, pp.99-132 等を基に筆者作成。各国憲法の参照先は参考1・2(本稿 pp.13-14)にまとめている。

おわりに

OECD 諸国の憲法は、人権保障や権力分立などの面で、日本国憲法と基本的に同質の類型に属する憲法と考えられるが、多様性も見られる。これらを参照するに当たっては、全体的な傾向のみならず、国ごとの歴史、社会状況等を踏まえた検討が必要となろう。

参考 1 OECD 諸国の憲法のテキスト (表 1, 3~6 関係)

※参照したページタイトル、ウェブサイト運営者名、URL を挙げた。配列は国名の五十音順。

- “Stjórnarskrá Lýðveldisins Íslands.” アイスランド議会 <<https://www.althingi.is/lagas/nuna/1944033.html>>
- “CONSTITUTION OF IRELAND.” アイルランド法情報 <<http://www.irishstatutebook.ie/eli/cons/en/html>>
- “Constitution of the United States.” アメリカ連邦議会 <<https://constitution.congress.gov/conan/constitution/>>
- “ישראל מדינת של היסוד חוקי.” イスラエル議会 <<https://main.knesset.gov.il/Activity/Legislation/Pages/BasicLaws.aspx>>
- “La Costituzione.” イタリア上院 <<http://www.senato.it/1024>>
- “Eesti Vabariigi põhiseadus.” エストニア官報 <<https://www.riigiteataja.ee/akt/115052015002>>
- “The Australian Constitution.” オーストラリア連邦議会 <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Senate/Powers_practice_n_procedures/Constitution>
- “Bundesrecht konsolidiert: Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz.” オーストリア法情報 <<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10000138>>
- “Grondwet.” オランダ政府 <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0001840/2018-12-21>>
- “Constitutional Documents.” カナダ司法省 <https://laws.justice.gc.ca/eng/Const/Const_index.html>
- “대한민국헌법.” 韓国法情報 <<http://www.law.go.kr/lsEfInfoP.do?lsiSeq=61603#>>
- “Σύνταγμα.” ギリシャ議会 <<https://www.hellenicparliament.gr/Vouli-ton-Ellinon/To-Politevma/Syntagma/>>
- “Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft.” スイス政府 <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/19995395/index.html>>
- “Grundlagarna.” スウェーデン議会 <<https://www.riksdagen.se/sv/sa-funkar-riksdagen/demokrati/grundlagarna/>>
- “Constitución española.” スペイン上院 <<http://www.senado.es/web/conocersenado/normas/constitucion/index.html>>
- “ÚSTAVA SLOVENSKEJ REPUBLIKY.” スロバキア議会 <https://www.nrsr.sk/web/Static/sk-SK/NRSR/Doc/zd_ustava_20190822.pdf>
- “Ustava.” スロベニア憲法裁判所 <<https://www.us-rs.si/o-sodiscu/pravna-podlaga/ustava/>>
- “Ústavní pořádek České republiky.” チェコ憲法裁判所 <<https://www.usoud.cz/pravni-uprava/>>
- “FIJA EL TEXTO REFUNDIDO, COORDINADO Y SISTEMATIZADO DE LA CONSTITUCION POLITICA DE LA REPUBLICA DE CHILE.” チリ議会図書館 <<https://www.leychile.cl/Navegar?idNorma=242302>>
- “Danmarks Riges Grundlov.” デンマーク議会 <<https://www.ft.dk/da/dokumenter/bestil-publikationer/publikationer/grundloven/danmarks-riges-grundlov>>
- “Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland.” ドイツ連邦議会 <<https://www.bundestag.de/gg>>
- “TÜRKİYE CUMHURİYETİ ANAYASASI.” トルコ議会 <<https://www.tbmm.gov.tr/anayasa.htm>>
- “Kongeriket Norges Grunnlov.” ノルウェー法情報 <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1814-05-17>>
- “Magyarország Alaptörvénye.” ハンガリー法情報 <http://www.njt.hu/cgi_bin/njt_doc.cgi?docid=140968>
- “Suomen perustuslaki.” フィンランド法情報 <<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1999/19990731>>
- “La Constitution.” フランス法情報 <<https://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Constitution>>
- “DE BELGISCHE GRONDWET.” ベルギー上院 <https://www.senate.be/doc/const_nl.html>
- “Konstytucja.” ポーランド上院 <<https://www.senat.gov.pl/o-senacie/senat-wspolczesny/wybrane-akty-prawne/konstytucja/>>
- “Constituição da República Portuguesa.” ポルトガル議会 <<https://www.parlamento.pt/Legislacao/Paginas/ConstituicaoRepublicaPortuguesa.aspx>>
- “CONSTITUCIÓN Política de los Estados Unidos Mexicanos.” メキシコ下院 <<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/cpeum.htm>>
- “Latvijas Republikas Satversme.” ラトビア法情報 <<https://likumi.lv/doc.php?id=57980>>
- “LIETUVOS RESPUBLIKOS KONSTITUCIJA.” リトアニア議会 <<https://www.lrs.lt/home/Konstitucija/Konstitucija.htm>>
- “Constitution du Grand-Duché du Luxembourg.” ルクセンブルク官報 <<http://legilux.public.lu/eli/etat/leg/recueil/constitution/20191214>>

参考 2 OECD 諸国の憲法の主な日本語訳又は英訳 (表 1, 3~6 関係)

※近年の日本語訳を挙げ、ない場合には英訳を挙げた。刊行後の改正は反映されていない。配列は国名の五十音順。

- アイスランド：“Constitution of the Republic of Iceland.” 2018.1.19. Government of Iceland website <<https://www.government.is/Publications/Legislation/Lex/?newsid=89fc6038-fd28-11e7-9423-005056bc4d74>>
- アイルランド：『各国憲法集 (2) アイルランド憲法』(調査資料 2011-1-b 基本情報シリーズ 8) 国立国会図書館, 2012. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487278_po_201101b.pdf?contentNo=1>
- アメリカ：畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社, 2018; 初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集 第4版』三省堂, 2017.
- イギリス：初宿・辻村編 同上書

- イスラエル：臼杵陽「第2章 イスラエル国」日本国際問題研究所『中東基礎資料調査—主要中東諸国の憲法—』（平成12年度 外務省委託研究）2001. <http://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h12_kenpo/02israel.pdf>
- イタリア：畑・小森田編 前掲書；初宿・辻村編 前掲書
- エストニア：「（参考）エストニア共和国憲法【事務局仮訳】」『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』2006. 衆議院ウェブサイト <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/report2006.pdf/\\$File/report2006.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/report2006.pdf/$File/report2006.pdf)>
- オーストラリア：畑・小森田編 前掲書
- オーストリア：『各国憲法集（3） オーストリア憲法』（調査資料2011-1-c 基本情報シリーズ9）国立国会図書館，2012. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487776_po_201101c.pdf?contentNo=1>
- オランダ：『各国憲法集（7） オランダ憲法』（調査資料2012-3-c 基本情報シリーズ13）国立国会図書館，2013. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8186538_po_201203c.pdf?contentNo=1>
- カナダ：畑・小森田編 前掲書；初宿・辻村編 前掲書；齋藤憲司『各国憲法集（4） カナダ憲法』（調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ10）国立国会図書館，2012. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1>
- 韓国：畑・小森田編 同上書；初宿・辻村編 同上書
- ギリシャ：『各国憲法集（5） ギリシャ憲法』（調査資料2012-3-a 基本情報シリーズ11）国立国会図書館，2013. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7883676_po_201203a.pdf?contentNo=1>
- スイス：畑・小森田編 前掲書；初宿・辻村編 前掲書；山岡規雄『各国憲法集（6） スイス憲法』（調査資料2012-3-b 基本情報シリーズ12）国立国会図書館，2013，p.18. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1>
- スウェーデン：畑・小森田編 同上書；山岡規雄『各国憲法集（1） スウェーデン憲法』（調査資料2011-1-a 基本情報シリーズ7）国立国会図書館，2012. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382167_po_201101a.pdf?contentNo=1>
- スペイン：畑・小森田編 同上書
- スロバキア：“Constitution of the Slovak republic.” Last Modified: 2019.4.17. Constitutional Court of the Slovak Republic website <<https://www.ustavnysud.sk/en/ustava-slovenskej-republiky>>
- スロベニア：“Constitution.” Republic of Slovenia, Constitutional Court website <<https://www.us-rs.si/en/about-the-court/legal-basis/constitution/>>
- チェコ：「（参考）チェコ共和国憲法等（仮訳）」『衆議院欧州各国及び国民投票制度調査議員団報告書』2013. 衆議院ウェブサイト <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2013.pdf/\\$File/report2013.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2013.pdf/$File/report2013.pdf)>
- チリ：“Chile’s Constitution of 1980 with Amendments through 2015.” Comparative Constitutions Project website <https://www.constituteproject.org/constitution/Chile_2015.pdf>
- デンマーク：畑・小森田編 前掲書
- ドイツ：同上書；初宿・辻村編 前掲書
- トルコ：澤江史子「第7章 トルコ共和国」日本国際問題研究所 前掲書 <http://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h12_kenpo/07turkey.pdf>
- ニュージーランド：東條喜代子・石田裕敏解説・訳「17 ニュージーランド」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集 第2版』明石書店，2007.
- ノルウェー：“The Constitution of the Kingdom of Norway.” Last update: 2018.6.11. Lovdata website <<https://lovdata.no/dokument/NLE/lov/1814-05-17>>
- ハンガリー：山岡規雄『各国憲法集（10） ハンガリー憲法』（調査資料2015-1-b 基本情報シリーズ21）国立国会図書館，2016. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9906764_po_201501b.pdf?contentNo=1>
- フィンランド：『各国憲法集（9） フィンランド憲法』（調査資料2014-1-c 基本情報シリーズ18）国立国会図書館，2015. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9203616_po_201401c.pdf?contentNo=1>
- フランス：畑・小森田編 前掲書；初宿・辻村編 前掲書
- ベルギー：畑・小森田編 同上書
- ポーランド：同上書
- ポルトガル：『各国憲法集（8） ポルトガル憲法』（調査資料2013-2 基本情報シリーズ15）国立国会図書館，2014. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8426723_po_201302.pdf?contentNo=1>
- メキシコ：“Mexico’s Constitution of 1917 with Amendments through 2015.” Comparative Constitutions Project website <https://www.constituteproject.org/constitution/Mexico_2015.pdf>
- ラトビア：“The Constitution of the Republic of Latvia.” Latvijas Republikas Saeima website <<https://www.saeima.lv/en/legislative-process/constitution>>
- リトアニア：山岡規雄「リトアニア共和国憲法」『外国の立法』238号，2008.12，pp.119-152. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000156_po_023806.pdf?contentNo=1>
- ルクセンブルク：“Luxembourg’s Constitution of 1868 with Amendments through 2009.” Comparative Constitutions Project website <https://www.constituteproject.org/constitution/Luxembourg_2009.pdf>

参考3 OECD 諸国の憲法の改正履歴（図1・2、表2関係）

※参照したページ中の改正履歴に関する部分、ウェブサイト運営者名、URL を挙げた。配列は国名の五十音順。
 アメリカ、イタリア、オーストラリア、カナダ、韓国、ドイツ、フランスについては、山岡規雄・井田敦彦「諸外国における戦後の憲法改正 第6版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1040号, 2019.2.19. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11241112_po_1040.pdf?contentNo=1>; 山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情 3』（調査資料 2003-2）国立国会図書館, 2003, pp.125-127. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6>; 齋藤憲司『各国憲法集（4）カナダ憲法』（調査資料 2011-1-d 基本情報シリーズ 10）国立国会図書館, 2012, pp.19-21. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1> 参照。ドイツについては、山岡・井田 同の刊行後、2回の改正が行われている（2019年3月28日と同年11月15日の基本法改正法律による。）。

- “Breytt með.” アイスランド議会 <<https://www.althingi.is/lagas/nuna/1944033.html>>
- “Amending Acts.” アイルランド首相府 <https://www.taoiseach.gov.ie/DOT/eng/Historical_Information/The_Constitution/Constitution_of_Ireland_-_Bunreacht_na_hEireann.html>; “Thirty-eighth Amendment of the Constitution (Dissolution of Marriage) Act 2019.” アイルランド議会 <<https://www.oireachtas.ie/en/bills/bill/2016/57/>>
- “הסדר החדש של מדינת ישראל.” イスラエル議会 <<https://main.knesset.gov.il/Activity/Legislation/Pages/BasicLaws.aspx>>（各基本法の脚注1）
- “Muudetud järgmiste aktidega (näita).” エストニア官報 <<https://www.riigiteataja.ee/akt/115052015002>>
- “Änderung.” オーストリア法情報 <<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10000138>>
- “Overzicht van wijzigingen voor de regeling.” オランダ政府 <<https://wetten.overheid.nl/BWBR0001840/2018-12-21/0/informatie#tab-wijzigingenoverzicht>>
- “Συνταγματική Ιστορία.” ギリシャ議会 <<https://www.hellenicparliament.gr/Vouli-ton-Ellinon/To-Politevma/Syntagmatiki-Istoria/>>
- “Änderungen.” スイス政府 <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/19995395/changes.html>>
- “Ändring.” スウェーデン政府 <<http://rkrattsbaser.gov.se/sfsr?bet=1974:152>>
- “Constitución española.” スペイン上院 <<http://www.senado.es/web/conocersenado/normas/constitucion/index.html>>
- “v znení.” スロバキア議会 <https://www.nrsr.sk/web/Static/sk-SK/NRSR/Doc/zd_ustava_20190822.pdf>
- “Ustavni zakoni.” スロベニア議会 <<http://www.dz-rs.si/wps/portal/Home/Politici/Sistem/URS/UstavaRepublikeSlovenije/>>
- “Změna.” チェコ憲法裁判所 <<https://www.usoud.cz/pravni-uprava/>>（憲法、基本権及び自由憲章の条文冒頭）
- “REFORMAS A LA CONSTITUCIÓN DE 1980.” *Constituciones Políticas de la República de Chile 1810-2015*, pp.448-515. チリ憲法裁判所 <<http://www.tribunalconstitucional.cl/wp/wp-content/uploads/Constituciones1810-2015.pdf>>; “FIJA EL TEXTO REFUNDIDO, COORDINADO Y SISTEMATIZADO DE LA CONSTITUCION POLITICA DE LA REPUBLICA DE CHILE.” チリ議会図書館 <<https://www.leychile.cl/Navegar?idNorma=242302>>（各条右の注）
- “TÜRKİYE CUMHURİYETİ ANAYASASINDA YAPILAN DEĞİŞİKLİKLER ÇİZELGESİ,” pp.43-44. トルコ議会 <https://www.tbmm.gov.tr/anayasa/anayasa_2018.pdf>
- “Endringer i Grunnloven.” ノルウェー法情報 <https://lovdata.no/artikkel/endringer_i_grunnloven/1383>; “Kongeriket Noregs grunnlov.” 同 <https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1814-05-17-nn#KAPITTEL_1>（各条下の注）
- “Magyarország Alaptörvénye.” ハンガリー法情報 <http://www.njt.hu/cgi_bin/njt_doc.cgi?docid=140968>（末尾の注）
- “Muutokset.” フィンランド法情報 <<https://www.finlex.fi/fi/laki/smur/1999/19990731>>
- “Références des modifications.” ベルギー上院 <https://www.senate.be/doc/const_fr.html>（及び山岡規雄「ベルギーの憲法事情」『諸外国の憲法事情 2』（調査資料 2002-2）国立国会図書館, 2002, pp.66-69 参照。）
- “KONSTYTUCJA.” ポーランド上院 <<https://www.senat.gov.pl/o-senacie/senat-wspolczesny/wybrane-akty-prawne/konstytucja/>>
- “Revisões constitucionais.” ポルトガル議会 <<https://www.parlamento.pt/RevisoesConstitucionais/Paginas/default.aspx>>
- “Reformas Constitucionales por Decreto en orden cronológico.” メキシコ下院 <http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/cpeum_crono.htm>
- “Grozījumi.” ラトビア法情報 <<https://likumi.lv/doc.php?id=57980>>
- “Straipsnio pakeitimai/ Straipsnio pakeitimas.” リトアニア議会 <<https://www.lrs.lt/home/Konstitucija/Konstitucija.htm>>（各条下の注）
- “telle qu’elle a été modifiée par les révisions des.” ルクセンブルク官報 <<http://legilux.public.lu/eli/etat/leg/recueil/constitution/20191214>>